

国民生活審議会 第5回消費者安全に関する検討委員会 議事要旨

日時：平成20年12月12日（金）15時～17時15分

場所：三田共用会議所 3階 第3特別会議室

出席者：（委員）

升田委員長、東委員、越山委員、佐藤委員、佐野委員、島野委員、鶴岡委員、
中川委員、中村委員、原委員、廣瀬委員、望月委員、山上委員

（事務局）

田中国民生活局長、岡田国民生活局審議官、野村国民生活局消費者安全課長 他
（関係省庁等）

経済産業省 三木商務流通グループ製品安全課長

文部科学省 小幡初等中等教育局教育課程課学校教育官

食品安全委員会事務局 小平リスクコミュニケーション官

概要：

1 開会

2 関係省庁から重大事故報告・公表制度に関する取組の現状と課題について説明及び
質疑応答等

経済産業省から重大事故情報報告・公表制度の現状と課題について説明を行い、質
疑応答等。

各委員からの主な指摘事項等

- ・製品欠陥が明白でない場合、事業者との間での議論や第三者委員会における審議は紛糾したりするのか。
- ・第三者委員会は一回あたり多くの事故を検討していることになるが、個々の事故について詳細な審議ができるのか。
- ・第三者委員会の審議は公開されるのか。
- ・「重大事故」の要件に該当しない事故については、リコールされる場合とされない場合があるため、公平性及びリコール促進の観点から、軽微な事故や火災のおそれがあった場合も報告義務の対象としてはどうか。

3 重大事故情報報告・公表制度のあり方に関する今後の論点等について意見交換
情報報告・公表に関連する諸制度等について事務局より説明するとともに、中川委員より提出資料に基づき消費者行政における公表制度の検討の視点について説明後、意見交換。

各委員からの主な意見

- ・報告義務の対象を考える上で、傷病の重大性だけでなく、事故の発生可能性や、

危険にさらされる人の脆弱性を考慮することは重要ではないか。

- ・財産損害で広がりがある事故についても報告義務の対象とすることを検討すべきではないか。
- ・0157事件の裁判例と準・事故情報を公表する場合の国家賠償責任の関係はどのような整理となるか。

4 関係府省庁等から消費者安全教育、リスクコミュニケーションの現状と課題について説明及び質疑応答等

文部科学省から学校教育における消費者教育の現状と課題について、食品安全委員会事務局から食品分野におけるリスクコミュニケーションの現状と課題について、それぞれ説明を行うとともに、東委員より提出資料に基づき高等学校家庭科における“21世紀型消費者教育”の実施状況と今後の課題について説明後、質疑応答等。

各委員からの主な指摘事項等

- ・消費者教育については、低年齢から継続することが重要と考えるが、学校教育で継続的・体系的に行われているのか。
- ・自治体においても消費者教育に関する人材育成を行っているものの、指導者になる人が少ないのが現状であるため、自治体への支援などを考えてはどうか。
- ・食品安全委員会 e-マガジンの配信や、意見交換会・講演会等には、どのような層の人が参加しているのか。
- ・リスクコミュニケーション養成講座を受講した人は、受講後、これを実践等しているのか。
- ・リスクコミュニケーション養成講座について、開催の地域分布はどのようになっているのか。
- ・食品・化学物質に関するリスクコミュニケーションは枠組みが進んでいると考えるので、一般製品についてもこの枠組みを活用できるのではないか。
- ・一生食べても健康被害の可能性は低いといった情報は、消費者にとってリスクがあるのかないのか分かりにくいいため、分かりやすい適正なコミュニケーションが重要ではないか。

5 リコール促進の共通指針（素案）について意見交換

第3回及び第4回各委員会における論点案に関する議論、及び第4回委員会後に提出された各委員の意見を踏まえて整理した「リコール促進の共通指針（素案）」を事務局から説明し、意見交換。

各委員からの主な意見

- ・「関係者間の連携・協力」の「消費者団体」の項目において、消費者団体がリコールに関する情報の収集に加え、分析する旨の記述があるが、分析は本来行政機関が行うもので、消費者団体は、情報収集と消費者に対する分かりやすい情報の提

供が役割ではないか。

- ・誤使用か否かなどは、消費者団体の意見を聞いて判断すべきと考えるので、消費者団体も分析も積極的に行うべきではないか。
- ・事業者による自主リコールの指針ではあるが、行政機関が情報を収集して提供するなど、行政の役割を記載すべきではないか。
- ・社告について、JIS 規格だけ書いても内容が分からないので、別紙などで内容を添付すべきではないか。
- ・「JIS」と記載があると食品分野では使えないと思われるかもしれないので、「JIS」の記載を外し、リコール社告のひな形として記載することなどを検討してはどうか。
- ・新聞を読まない人も多くなってきていると思われるので、社告以外に、消費者に直接情報が届く仕組みの工夫が必要ではないか。
- ・社告には多額の費用がかかるため、ポータルチラシで週一回、月一回など定期的などのようなリコールが行われているのかを知らせてはどうか。
- ・人種など多様性のある米国におけるリコール情報の伝達方法は参考になると考えるのが、どのような状況になっているか。
- ・サービスも指針の対象に含めるべきではないか。
- ・財産的な問題も指針の対象に含めるべきではないか。
- ・財産的な被害でも、例えば、火災など人に危害を及ぼすおそれがあるものは対象となっていると考えて良いか。
- ・純粋な財産的被害、例えば表示のみの問題のような取引被害の問題も、本委員会で議論の対象とすべきものなのか。
- ・原因究明が非常に重要なので、事業者が原因究明施策の充実に務める旨を記載してはどうか。
- ・設備メーカーに情報が多く入ってくることも考えられるので、施設・設備分野のリコール開始の意思決定の判断主体は管理事業者に限定されないように記載した方が良いのではないか。
- ・事業者が消費者の誤使用であると断定した段階でリコールの検討が行われなくなるような記載にしていきたい。
- ・「複数事業者間の関係」における輸入品の場合の記述において、海外の製造事業者の内国法人については、「社会的責任の観点から」との記述があるが、どのような趣旨か。

6 閉会

以 上

(配布資料)

資料1 経済産業省提出資料

- 資料2 関連制度等の整理
- 資料3 中川委員提出資料
- 資料4 文部科学省提出資料
- 資料5 食品安全委員会事務局提出資料
- 資料6 リコール促進の共通指針（素案）
- 資料7 「リコール促進のための取組の強化について・論点整理（案）」に関する委員提出意見
- 資料8 東委員提出資料

- * 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。
- * 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]
内閣府国民生活局消費者安全課
電話：03 - 3581 - 7735